

平成24年度 施策達成度評価シート (平成23年度実績評価)

施策の柱		施策	
コード	名称	コード	名称
1	いきいきとして安心できる暮らし	13	共に歩む障がい者福祉の実現

施策主管部 保健福祉部	評価者(施策統括マネージャー)名 保健福祉部次長 兼田英典
-------------	-------------------------------

1 施策の目的(目指す姿)

対象 (誰を,何を対象としているのか)	意図 (この施策により対象をどのように変えるのか)
市民	地域で安心して生活することができる

2 達成度

障がい者手帳所持数 13,699
サービス受給者証所持数 2,201
(平成24年3月31日)

(1) 成果指標

指標名	単位	指標の性格	H22実績値	H23計画 (年度目標値)	H23実績値	H24計画 (年度目標値)	H26計画 (最終目標値)
障がい福祉サービス受給者数/障害者手帳所持者数(身体・療育・精神)	%	↗	15.01	13.92	16.07	13.99	14.14
施設,病院から地域への移行	人	↗	83	144	94	152	169
施設から一般就労への移行	人	↗	2	16	9	16	16
管内事業所の障がい者雇用率 ※平成23年度実績分から指標項目に追加	%	↗			1.66	1.80	1.80

(2) 近隣自治体との成果水準比較

指標名	他自治体の状況等
障がい福祉サービス受給者数/障害者手帳所持者数(身体・療育・精神)	現時点では同じ基準または類似基準により引用できる他自治体の数値を把握できない。
施設,病院から地域への移行	地域の受け入れ態勢等条件が違うので,一概に比較できない。
施設から一般就労への移行	地域の受け入れ態勢等条件が違うので,一概に比較できない。
管内事業所の障がい者雇用率 ※平成23年度実績分から指標項目に追加	障がい者雇用率 盛岡管内(盛岡広域振興局の範囲) 1.66, 県内 1.77, 全国 1.65 ※障がい者雇用率については,ハローワークが毎年6月1日現在の数値を10月頃に公表

3 達成度評価結果

取組内容と成果,成果を得られた要因	<p>「障害者自立支援法」が施行されて6年目となり,国では特別対策や緊急措置により利用者負担及び報酬の見直し等を行い,法施行当初に批判された項目の改善と法の定着を図ってきた。特に,大きな批判があった利用者の応益負担について,実質的に応能負担となっていたが,平成22年12月の「障害者自立支援法」の改正において,法律上の応能負担が位置づけられた。</p> <p>平成23年8月5日公布された障害者基本法の改正により,障害者の定義の見直しが行われ,発達障害が障害者自立支援法の対象となることが明確化した。</p> <p>また,「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」により,障害者自立支援法(平成17年法律第123号)や児童福祉法(昭和22年法律第164号)等の一部が改正され,平成23年10月1日から,グループホーム,ケアホームの家賃助成,重度の視覚障害者の同行援護等が,平成24年4月1日から,相談支援の充実,障害児支援の強化等が実施された。平成24年4月1日から,障がい児に対する通所サービスの実施主体が県から市に移行になった。市においても障がい者の地域移行や就労が促進されるよう,国の制度改革に対応しながら福祉サービスの展開を図っている。</p>
翌年度以降の課題,その要因	<p>国では障がい者福祉制度改革を進めるため,「障害者自立支援法」に代わる「障害者総合支援法」についての国会審議が行われており,今後,障がい者福祉の制度が大きく変わることが想定されている。それに伴い障がい者の範囲に難病患者が含まれることなど,国の動向を注視しながら対応する必要がある。</p>

4 成果達成への基本事業の貢献度

基本事業		比重
コード	名称	
131	理解と交流の促進	20
132	障がい者福祉サービスの充実	80

平成24年度 施策達成度評価シート(平成23年度実績評価・基本事業の状況)

施策の柱		施策	
コード	名称	コード	名称
1	いきいきとして安心できる暮らし	13	共に歩む障がい者福祉の実現
基本事業			
コード	名称		
131	理解と交流の促進		

施策主管部 保健福祉部	評価者(施策統括マネージャー)名	保健福祉部次長 兼田英典
-------------	------------------	--------------

1 基本事業の目的(目指す姿)

対象 (誰を,何を対象としているのか)	意図 (この施策により対象をどのように変えるのか)
市民	理解と交流が図られている

2 成果指標

指標名	単位	指標の性格	H22実績値	H23計画 (年度目標値)	H23実績値	H24計画 (年度目標値)	H26計画 (最終目標値)
市民アンケート調査「障がいや障がい者について知っている」と答えた市民の割合	%	↗	41.00	45.00	39.80	46.50	60.00
障がい者アンケート調査「障がい者に対する市民の理解が進んだ」と答えた割合 ※「障がい者アンケート調査」は、「盛岡市障がい者福祉計画」策定時に実施(次期アンケートは平成26年を予定)	%	↗	-	-	-	-	64.00

3 役割分担分析

		役割の内容	役割分担 比率(%)
各主体の 役割の状況	市	障がいがある人の社会参加の妨げとなる偏見や誤解をなくし、共に尊重し合い、共に生きる社会を目指すため、啓発広報や福祉教育の推進、ボランティア活動の支援、スポーツ・文化活動の支援、地域団体等との協働による地域活動などを推進する必要がある。	40
	国・県・ 他自治体	国、県、他自治体それぞれの計画推進の中で実施していく必要がある。	20
	市民・NPO	障がい者が施設や病院から地域に移行していく中で、障害のある人もない人も、等しく地域社会の一員として、それぞれが持つ心のバリアを取り除き、お互いに理解し合うことが必要であり、そのためには、町内会活動やボランティア活動、スポーツ活動等に積極的に参加し交流することが重要である。	20
	企業・その他	雇用機会の拡大や就労への支援に向けた取組みを進めていく必要がある。	20

平成24年度 施策達成度評価シート(平成23年度実績評価・基本事業の状況)

施策の柱		施策	
コード	名称	コード	名称
1	いきいきとして安心できる暮らし	13	共に歩む障がい者福祉の実現
基本事業			
コード	名称		
132	障がい者福祉サービスの充実		

施策主管部 保健福祉部	評価者(施策統括マネージャー)名	保健福祉部次長 兼田英典
-------------	------------------	--------------

1 基本事業の目的(目指す姿)

対象 (誰を、何を対象としているのか)	意図 (この施策により対象をどのように変えるのか)
市民	社会参加の促進が図られている

2 成果指標

指標名	単位	指標の性格	H22実績値	H23計画 (年度目標値)	H23実績値	H24計画 (年度目標値)	H26計画 (最終目標値)
就労している障がい者割合(障がい者アンケート)	%	↑	-	-	-	-	31.00
※「障がい者アンケート調査」は、「盛岡市障がい者福祉計画」策定時に実施(次期アンケートは平成26年を予定)							

3 役割分担分析

		役割の内容	役割分担 比率(%)
各主体の 役割の状況	市	福祉サービスの充実のため、相談、コーディネート体制の整備や手当等の経済的支援、在宅福祉の充実、施設福祉の充実、苦情解決への対応等を積極的に進める必要がある。 国で検討が進められている制度改革は、障害者権利条約への批准のための国内法整備の意味合いもあり、批准後は、障がい者福祉だけではなく、行政の各分野において、障がい者への合理的配慮が求められることとなる。	40
	国・県・ 他自治体	国では、「障害者自立支援法」を見直し、新しい制度を構築するため、委員の過半を障がいの当事者とする障がい者制度改革推進会議をはじめとする障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、平成25年度には「障害者総合支援法」を施行する見込みとしている。また、法改正までの間、課題に対応するため、「障害者自立支援法」の一部改正も行われた。	30
	市民・NPO	障がい者が地域において周囲から孤立せず生活していくためには、地域からのサポートが必要であり、地域住民によるNPOやボランティアなどが積極的に活動していくことが望まれる。 また、行政が推進する各種施策については費用を伴うが、行政が一定の費用負担をすることについて市民の理解が必要がある。	10
	企業・その他	障害者法定雇用率達成に向けた取組みが必要である。 上記のとおり、障害者権利条約批准後は、企業等においても障がい者への合理的配慮が必要となる。	20